

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA及び案内所での業務等を受託する会社B（以下「会社」という。）に採用され、C、D、E、Fにおいて業務に従事していた。その後、精神障害の療養のため休職を繰り返し、平成〇年〇月〇日Gに復職し、同年〇月〇日H（以下「事業場」という。）に異動となり、新事務所の棚や机等の配置図の作成作業に従事していた。請求人によれば、同年〇月〇日事業場を統括する部長から強い叱責と指導を受けたこと（以下「本件出来事」という。）により過換気発作、心因性の動悸による胸痛発作を発症し、I病院に救急搬送され「過換気症候群、胸痛、逆流性食道炎」と診断され、翌日には本件出来事により精神障害が再々発したとしてJ病院に受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、請求人の傷病及び精神障害の再々発は本件出来事が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した傷病及び精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した傷病及び精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書には、請求人は平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F41 他の不安障害」を発病したとされ、症状は継続しており寛解に至ったとは判断しがたいとされている。

請求人は、平成〇年〇月〇日付けK医師の診断書に基づき、発病は平成〇年〇月である旨主張するが、当審査会としても、請求人の症状の経過及び医証等に照らし、専門部会の発病日、疾病名及び症状が寛解に至ったとは判断しがたいとする専門部会の意見は妥当であり、請求人の主張は採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日にL部長から、請求人が残業していることについて執拗に摘示され、罵声を伴った威迫を受けたことから過換気発作を起こし、翌日から休職に追い込まれたと主張しているため、以下、検討する。

ア 請求人が主張する出来事は、発病後の出来事であるが、認定基準の第5では、「発病後の悪化の取扱い」としては、別表1の「特別な出来事」があり、その後6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について業務上の疾病として取り扱おうとされている。

イ L部長は、要旨、請求人に「エリア長より残業をしないように言われているのになぜ残業をするのか」と言ったところ、請求人は「仕事をほったらかして帰っていいのか」と納得せず、このような会話が何回か続いたので、私が「業務命令」と言ったところ、請求人は脅迫されたと自分で警察を呼び、警察が到着後に体調の変化を訴え救急車を呼びI病院へ行った。話し合いの際、何回も繰り返し話をすることでだんだん声のトーンが上がっていった。しかし、指さしや恫喝、威嚇したり脅迫したりしたことは一切ない、と述べている。

ウ Mは、要旨、L部長が請求人に残業をしないで帰るように指導したところ、何で残業してはダメなのかと押し問答となり、部長が「業務命令だ」と言った途端に、請求人は「脅迫した。」と警察に電話をした。部長は、終止落ち着いており、威嚇したり、脅迫したりと言うことはなかった、と述べている。

エ Nは、要旨、L部長と請求人の話はお互いにヒートアップした感じがあった。部長は、ミスを指導するときは声も大きくなりきつくなるが、人を見て指導している、と述べている。

オ 上記の会社関係者らの申述から、本件出来事は、L部長が請求人に対し、残業について業務指導を行った際に、請求人との対話がヒートアップした中で、L部長が請求人に強い指導、叱責を行ったことによりお互いが興奮状態となったことが、起因となったと考えられるが、当審査会としては、同部長から強い指導、叱責があった事実は認められるものの、業務指導の範囲を逸脱したものとはまでは言えないことから、「特別な出来事」とは認められないと判断する。

カ また、本件出来事により発症したと請求人が主張する「過換気症候群」について、救急隊出動時の状況には「呼吸：異常をみとめず、○回/分」、「主訴：腹痛、嘔気」と記載されており、救急搬送時には平常態に回復していた

と判断される。P医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、傷病名「逆流性食道炎」と診断し、処方も鎮静剤のみとなっており、治療は行われていないことから一過性のものと判断する。

(4) 以上を総合すると、請求人に発病した傷病及び精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。